

再診時選定療養費の徴収について（お知らせ）

当院は、平成 29 年 8 月 29 日に地域医療支援病院として承認されました。それに伴い、特定機能病院及び許可病床数が 400 床以上の地域医療支援病院では、再診時に通常の診療費に加えて、次のとおり選定療養費をご負担いただくことになりましたので、お知らせします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【再診時選定療養費の徴収対象】

- ・ 当院から他の保険医療機関に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合
- ・ 病状が安定している場合、他の保険医療機関に紹介することが適当と認めたときは、文書による紹介を行う旨の申し出を行うものとし、申し出を行ったにもかかわらず当院を受診した場合

【徴収開始日】

平成 29 年 9 月 1 日

【徴収金額】

2,750円（税込）

診察料・文書料等とは別に、受診のつと徴収
医科・歯科別

【以下に該当する場合等は徴収対象外となります】

- ・ 当院の他の診療科を受診している場合
- ・ 他の保険医療機関からの紹介状を持参した場合
- ・ 医科と歯科との間で対診依頼された場合
- ・ 特定健康診査、がん検診等（公的な制度に基づく健康診断）の結果により精密検査受診の指示があった場合
- ・ 救急医療事業等における休日夜間受診した場合
- ・ 外来受診後そのまま入院となった場合
- ・ 当院の治験に協力していただいている場合
- ・ 災害により被害を受けられた場合
- ・ 労働災害、公務災害の場合

【再診時選定療養費に関するお問い合わせ】

再診時選定療養費の徴収についてご不明な点がございましたら、平日の時間内（9：00～16：00）に医事課までお問い合わせください。

令和 1 年 10 月
病 院 長